

林業退職金共済事業資産運用の基本方針

(平成 15 年 10 月 1 日)

変更 平成 22 年 12 月 27 日

改正 平成 24 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 10 月 1 日

変更 平成 28 年 4 月 1 日

変更 平成 29 年 2 月 1 日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部（以下「林退共本部」という。）は、業務上の余裕金（以下「林退共資産」という。）の運用に当たり、中小企業退職金共済法（以下「中退法」という。）第 78 条（余裕金の運用に関する基本方針等）の規定に基づき以下のとおり運用の基本方針を定める。

I 基本的考え方

1 基本原則

林退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。

2 運用の目的

林退共資産の運用は、林業退職金共済制度（以下「林退共制度」という。）を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。

3 運用の目標

上記 1、2 に基づき、中退法施行令第 10 条に定める退職金の額を前提として、中期的に林退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標とする。

4 資産構成

(1) 投資対象資産

林退共資産の運用における投資対象は、中退法第 77 条及び政令等に規定するうち、次に掲げるものとする。

- ①国債、地方債、政府保証債その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
(国内債券)

- ②銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金（短期資産）
- ③信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、短期資産）
- ④被共済者を被保険者とする生命保険の保険料の払込み（生命保険資産）
- ⑤財政融資資金への預託（財政融資資金預託金）

(2) 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分	82.3	6.2	8.6	2.9	100

(注1) 国内債券には財政融資資金預託金、短期資産を含む。

(注2) この基本ポートフォリオの、期待収益率は0.89%、標準偏差は1.63%である。

(注3) この基本ポートフォリオは、5年程度の中期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、中退法第77条第5項に則り、合同して運用することができる資産配分を策定したものである。

(注4) この基本ポートフォリオは、合同して運用することができることを前提とするため、乖離許容幅を定めていない。

(注5) この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、また、中退法施行令第10条に定める退職金の額の見直し等及び合同して運用することができる状況にも対応し、必要に応じて見直しを行う。

5 自家運用と委託運用

基本ポートフォリオに基づく投資対象資産の運用は、キャッシュフローの確保、収益の向上等の観点から、自家運用と委託運用の適切な分担のもとにこれを行う。

6 情報公開の推進

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

II 自家運用

1 自家運用の位置付けと役割

林退共本部は、資産の運用の効率化に資するため、中退法第77条の規定に基づき、資産の一部について自ら管理運用業務を行う。

2 基本的な投資スタンス及びリスク管理

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保す

るため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。

- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、原則として自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、財投機関債、社債券（特定社債券を含む。）及び円貨建外国債の取得は信用ある格付機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の債務不履行リスクに十分留意した上で、必要であれば売却の手段を講じる。

3 運用対象

- ① 国債
- ② 地方債
- ③ 政府保証債
- ④ 特別の法律により法人の発行する債券（上記③政府保証債を除く。金融債、財投機関債、特定社債券等） 格付基準（原則A格付以上）による。
- ⑤ 社債券 格付基準（原則A格付以上）による。
- ⑥ 公社債投資信託の受益証券
- ⑦ 円貨建外国債
外国の政府、地方公共団体又は国際機関の発行する債券その他の外国法人の発行する債券のうち、本邦通貨をもって表示されるもので、格付基準（原則A格付以上）により運用対象とする。
リバース・デュアル・カレンシー債も円貨建外国債に含めて運用する。
- ⑧ 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
- ⑨ 財政融資資金預託金

III 委託運用

1 信託（金銭信託又は包括信託）による委託運用

中退法題77条第5項の規定に基づき、林退共資産及び一般の中小企業退職金共済業務に係る業務上の余裕金を合同して運用するものとする。

2 生命保険資産による運用

（1）新団体生存保険（特別勘定）

信託（金銭信託又は包括信託）による委託運用に準拠する。

IV 運用管理体制

1 運用体制の整備、充実

- ① 資産運用に係る業務は資産運用部が執行する。
- ② 同部には、資産運用の専門的知識を持った担当者を配置することとし、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、さらに人材の育成と確保に取り組む。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努めるほか、情報収集等によりリスク管理を適切に行う。

2 資産運用企画会議の設置

林退共資産の運用に関する基本方針の案、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用企画会議を設置する。

V 基本方針の変更

林退共本部の基本方針は、前提条件に大きな変化が生じた場合、資産運用委員会の議を経て理事会で決議し変更できるものとする。